

京 都 大 学 高 圧 ガ ス 製 造 施 設 危 害 予 防 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| (前 略) | |
| 第 2 章 保安管理組織 (統括管理者) | 第 2 章 保安管理組織 (統括管理者) |
| 第 4 条 京都大学における高圧ガスの製造に係る危害防止に関しては、総長が統括管理する。 | 第 4 条 (同 左) |
| (管理者及び担当者) | (管理者及び担当者) |
| 第 5 条 各製造施設における高圧ガスの製造に係る危害防止の業務は、製造部局の長の管理の下に、それぞれ別表第 2 に掲げる者が担当するものとする。 | 第 5 条 各製造施設における高圧ガスの製造に係る危害防止の業務は、製造部局の長の管理の下に、それぞれ別表第 2 に掲げる <u>危害防止の業務を担当する者</u> (以下「 <u>危害防止業務担当者</u> 」という。)が担当するものとする。 |
| (保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者) | (保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者) |
| 第 6 条 別表第 1 の第 1 表に掲げる製造施設ごとに、法第 2 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定による高圧ガス製造保安技術管理者 (以下「保安技術管理者」という。)及び高圧ガス製造保安係員 (以下「保安係員」という。)を、別表第 1 の第 2 表に掲げる製造施設ごとに法第 2 7 条の 4 第 1 項の規定による冷凍保安責任者を、それぞれ置く。ただし、法令の規定により保安技術管理者及び保安係員又は冷凍保安責任者を置かないことが認められる製造施設については、この限りでない。 | 第 6 条 (同 左) |
| 2 保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者は、資格を有する職員のうちから、製造部局の長の申出により総長が命ずる。 | 2 保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者は、資格を有する者のうちから、製造部局の長の申出により総長が選任する。 |
| 3 保安技術管理者は、上司の命を受け、当該製造施設における高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理するものとする。 | 3 保安技術管理者は、 <u>製造部局の長又は危害防止業務担当者</u> (以下「 <u>製造部局の長等</u> 」という。)の命を受け、当該製造施設における高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理するものとする。 |
| 4 保安係員は、上司の命を受け、当該製造施設の維持、製造の方法の監視その他経済産業省令で定める職務を行うものとする。 | 4 保安係員は、 <u>製造部局の長等</u> の命を受け、当該製造施設の維持、製造の方法の監視その他経済産業省令で定める職務を行うものとする。 |
| 5 冷凍保安責任者は、上司の命を受け、当該製造施設における高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を管理するものとする。 | 5 冷凍保安責任者は、 <u>製造部局の長等</u> の命を受け、当該製造施設における高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を管理するものとする。 |
| (保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者の代理者) | (保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者の代理者) |
| 第 6 条の 2 製造部局の長は、資格を有する職員のうちから、あらかじめ、法第 3 3 条第 1 項の規定による保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者の代理者を命じ、保安技術管理者、保安係員又は冷凍保安責任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。 | 第 6 条の 2 製造部局の長は、資格を有する者のうちから、あらかじめ、法第 3 3 条第 1 項の規定による保安技術管理者、保安係員及び冷凍保安責任者の代理者を選任し、保安技術管理者、保安係員又は冷凍保安責任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。 |
| 2 製造部局の長は、前項の代理者を命じたとき及び免じたときは、遅滞なく、総長に報告しなければならない。 | 2 製造部局の長は、前項の代理者を選任したとき及び解任したときは、遅滞なく、総長に報告しなければならない。 |
| (取扱主任者及び取扱副主任者) | (取扱主任者及び取扱副主任者) |
| 第 6 条の 3 第 6 条第 1 項ただし書の規定により保安技術管理者及び保安係員又は冷凍保安責任者を置かない製造施設には、高圧ガス取扱主任者 (以下「取扱主任者」という。)及び高圧ガス取扱副主任者 (以下「取扱副主任者」という。)を置く。 | 第 6 条の 3 (同 左) |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>2 取扱主任者及び取扱副主任者は、総長が別に定める資格を有する職員のうちから、製造部局の長の申出により、総長が命ずる。</p> <p>3 取扱主任者は、上司の命を受け、当該製造施設における高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理するものとする。</p> <p>4 取扱副主任者は、取扱主任者の職務を補助し、取扱主任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合に、その職務を代行するものとする。 (中 略) (立入制限等)</p> | <p>2 取扱主任者及び取扱副主任者は、総長が別に定める資格を有する者のうちから、製造部局の長の申出により、総長が選任する。</p> <p>3 取扱主任者は、製造部局の長等の命を受け、当該製造施設における高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理するものとする。</p> <p>4 (同 左) (立入制限等)</p> |
| <p>第9条 何人も、みだりに製造施設に立ち入ってはならない。</p> | <p>第9条 (同 左)</p> |
| <p>2 何人も、製造施設又はその周辺においては、保安技術管理者又は冷凍保安責任者(第6条の3の製造施設にあつては、取扱主任者。以下同じ。)が高圧ガスによる危害防止を確保するために行う指示に従わなければならない。 (立入禁止措置)</p> | <p>2 何人も、製造施設又はその周辺においては、<u>製造部局の長等</u>、保安技術管理者又は冷凍保安責任者(第6条の3の製造施設にあつては、取扱主任者。以下同じ。)が高圧ガスによる危害防止を確保するために行う指示に従わなければならない。 (立入禁止措置)</p> |
| <p>第10条 製造施設内の高圧ガスによる危害防止上特に必要と認められる場所には、「作業員以外立入禁止」の表示をなし、作業員のほかは、保安技術管理者又は冷凍保安責任者の特別の許可を受けた者以外の立入りを禁止するものとする。 (中 略) (保安検査、自主検査等)</p> | <p>第10条 製造施設内の高圧ガスによる危害防止上特に必要と認められる場所には、「作業員以外立入禁止」の表示をなし、作業員のほかは、<u>製造部局の長等</u>、保安技術管理者又は冷凍保安責任者の特別の許可を受けた者以外の立入りを禁止するものとする。 (保安検査、自主検査等)</p> |
| <p>第17条 製造部局の長は、法第35条第1項に規定する保安検査を年1回受けるものとする。</p> | <p>第17条</p> |
| <p>2 製造部局の長は、法第35条の2に規定する当該製造施設の保安のための自主検査を、毎年4月1日に始まる年度ごとに、当該年度の始めに計画し、保安係員又は冷凍保安責任者(第6条の3の製造施設にあつては、取扱主任者。以下同じ。)の監督の下に実施させなければならない。</p> | <p>2 } (同 左)</p> |
| <p>3 前2項に規定する保安検査又は自主検査の結果、法令の定める技術上の基準に適合しない事項が判明したときは、保安係員又は冷凍保安責任者は、速やかに、<u>第5条に規定する当該製造施設の危害防止の業務を担当する者</u>(以下「<u>危害防止業務担当者</u>」<u>という。</u>)に具申するほか、これを改善するため必要な措置をとらなければならない。</p> | <p>3 前2項に規定する保安検査又は自主検査の結果、法令の定める技術上の基準に適合しない事項が判明したときは、保安係員又は冷凍保安責任者は、速やかに、<u>危害防止業務担当者</u>に具申するほか、これを改善するため必要な措置をとらなければならない。</p> |
| <p>4 第1項及び第2項に規定するもののほか、製造部局の長は、製造施設について異常な事態が発生した場合において必要と認めるときは、保安係員又は冷凍保安責任者の監督の下に精密検査を実施させ、その原因を究明し、再発防止のため必要な措置を講じなければならない。</p> | <p>4 } (同 左)</p> |
| <p>5 第2項及び前項の検査の結果は、別記様式による検査記録に作成し、危害防止業務担当者が製造施設廃止の日まで保存するものとする。</p> | <p>5</p> |

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|--|--|----------------|-------------|---|--|-------------|-------------|
| (中 略) (協力会社の作業の管理) 第24条 製造部局の長又は製造施設の担当者は、当該製造施設における高圧ガスの製造又はその保安に関する業務を業者その他に行わせるときは、保安管理について必要な指導・監督を行うものとする。 (後 略) | | | | (協力会社の作業の管理) 第24条 製造部局の長等は、当該製造施設における高圧ガスの製造又はその保安に関する業務を業者その他に行わせるときは、保安管理について必要な指導・監督を行うものとする。 | | | |
| 別表第1 製造施設の名称、位置、主たる製造設備及び製造する高圧ガスの種類 第1表 (法第5条第1項第1号の承認に係るもの) | | | | 別表第1 製造施設の名称、位置、主たる製造設備及び製造する高圧ガスの種類 第1表 (法第5条第1項第1号の承認に係るもの) | | | |
| 名称及び位置 | | 主たる製造設備 | 製造する高圧ガスの種類 | 名称及び位置 | | 主たる製造設備 | 製造する高圧ガスの種類 |
| 医学部附属病院液化酸素製造施設 (病院西部構内サービスサプライ棟南側) | | | (略) | 医学部附属病院液化酸素製造施設 (病院西部構内サービスサプライ棟南側) | | (同 | 左) |
| 化学研究所 | 超高分解能電子顕微鏡棟高圧六フッ化硫黄ガス回収装置室 (宇治構内化学研究所超高分解能電子顕微鏡棟内) | 六フッ化硫黄ガス液化回収装置 | 六フッ化硫黄 | | | | |
| (後 略) | | | | | | | |
| 第2表 (法第5条第1項第2号の承認に係るもの) | | | | 第2表 (法第5条第1項第2号の承認に係るもの) | | | |
| 名称及び位置 | | 主たる製造設備 | 製造する高圧ガスの種類 | 名称及び位置 | | 主たる製造設備 | 製造する高圧ガスの種類 |
| 医学部附属病院 | 北病棟 (病棟系統) (病院構内北病棟屋上) 中央診療施設棟機械室 (病院構内中央診療施設棟内) 外来診療棟 (病院構内外来診療棟屋上) | 冷凍用高圧ガス製造装置 | フルオロカーボン22 | 医学部附属病院 | 北病棟 (病棟系統) (病院構内北病棟屋上) 中央診療施設棟機械室 (病院構内中央診療施設棟内) 外来診療棟 (病院構内外来診療棟屋上) | 冷凍用高圧ガス製造装置 | フルオロカーボン22 |
| エネルギー理工学研究所附属エネルギー複合機構研究センター北4号棟純水送水ポンプ室 (宇治構内エネルギー理工学研究所附属エネルギー複合機構研究センター北4号棟内) | | | | エネルギー理工学研究所附属エネルギー複合機構研究センター北4号棟純水送水ポンプ室 (宇治構内エネルギー理工学研究所附属エネルギー複合機構研究センター北4号棟内) | | | |
| 霊長類研究所研究棟機械室 (霊長類研究所構内研究棟内) | | | | 霊長類研究所研究棟機械室 (霊長類研究所構内研究棟内) | | | |

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|---|--|---------------|
| 別表第2 危害防止の業務を担当する者 | | 別表第2 危害防止の業務を担当する者 | |
| 製造施設 | 危害防止の業務を担当する者 | 製造施設 | 危害防止の業務を担当する者 |
| (前 略) | | | |
| 医学部附属病院外来診療棟 | 同上 | 医学部附属病院外来診療棟 | 同上 |
| 化学研究所超高分解能電子顕微鏡棟 高圧六フッ化硫黄ガス回収装置室 | 化学研究所先端ビームナノ科学センターの教授又は准教授のうちから化学研究所長の指名する者 | | |
| (中 略) | | | |
| エネルギー理工学研究所附属エネルギー複合機構研究センター北4号棟純水送水ポンプ室 | 同上 | エネルギー理工学研究所附属エネルギー複合機構研究センター北4号棟純水送水ポンプ室 | 同上 |
| 霊長類研究所研究棟機械室 | 霊長類研究所事務長室 | | |
| (後 略) | | | |
| (後 略) | | | |